入札・契約制度説明会

日　時：平成２４年４月５日（木）　① 午前１０時００分～
　　② 午後　２時００分～

場　所：金沢市文化ホール　大ホール

次　　第

１　暴力団排除条例の制定と金沢市契約規則等の改正について　１Ｐ
(1)　講演：「暴力団排除条例と不当要求に対する対応について」
　　石川県警察本部刑事部組織犯罪対策課課長補佐　田中　茂義　氏
(2)　金沢市契約規則及び契約約款の改正について
　（暴力団排除条項の追加及びその他の改正）

２　物品契約に関する制度改正について　３Ｐ
(1)　本社機能認定の厳格化
(2)　オープンカウンター方式による見積合わせの実施
(3)　納品書の提出について
(4)　紙入札(見積合せ)における辞退の方法について
(5)　入札結果の公表について

３　役務契約に関する改正について　４Ｐ
(1)　本社機能認定の厳格化
(2)　測量・設計等コンサルタント業務の最低制限価格の見直し
(3)　その他委託業務（樹木管理・建物管理等）の最低制限価格の見直し

４　工事契約に関する改正について　５Ｐ
(1)　総合評価方式に関する改正
(2)　重要工事における複数落札制限の拡大
(3)　前払金率の引き上げ
(4)　その他

５　検査体制等について　７Ｐ
(1)　平成23年度　検査結果について(２月末現在)
(2)　平成24年度　入札参加条件について
(3)　平成23年度　立入調査項目と結果について

問い合わせ先
〒９２０－８５７７
金沢市広坂１丁目１番１号
金沢市総務局監理課
電話076-220-2101　FAX076-220-2097

1　暴力団排除条例の制定と金沢市契約規則等の改正について

(1)　講演：「暴力団排除条例と不当要求に対する対応について」

石川県警察本部刑事部組織犯罪対策課課長補佐　田中　茂義　氏

メモ

(2)　金沢市契約規則及び契約約款の改正について（暴力団排除条項の追加及びその他の改正）

金沢市暴力団排除条例の制定【平成 24 年４月１日施行】に伴い、金沢市契約規則及び契約約款を改正する。

ア　金沢市暴力団排除条例の制定

【目的】

この条例は、本市からの暴力団排除に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する施策等を定めることにより、暴力団排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保するとともに､本市における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

【基本理念】

①　暴力団を恐れないこと。

②　暴力団に対して資金提供しないこと。

③　暴力団を利用しないこと。

を基本として、国、県、市民及び事業者が相互に連携協力を図りながら、社会全体で暴力団の排除を推進する。

【市の責務】

国、県、暴力追放運動推進センター、市民、事業者等と連携を図りながら、暴力団排除のための施策を推進する。

【市民及び事業者の責務】

市民及び事業者は、本市が行う暴力団排除のための施策に協力するよう努めることとする。また、市民は暴力団排除に自主的かつ相互に連携して取り組むよう努めることとし、事業者はその行う事業に関し、暴力団との一切の関係を遮断するよう努めることとする。

イ　金沢市契約規則の改正

第 43 条「市長の解除権」に受注者が暴力団関係と認められる場合も規定する。

抜粋

第 43 条

(1)～(9)省略

(10) 役員等（契約者が個人である場合にはその者を、契約者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。次号から第16号までにおいて同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（次号から第16号までにおいて「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(11) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。次号から第16号までにおいて同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(12) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしたと認められるとき。

(13) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(14) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(15) 下請契約、購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第10号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(16) 第10号から第14号までのいずれかに該当する者を下請契約、購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、市長が契約者に対して当該契約の解除を求め、契約者がこれに従わなかったとき。

ウ　契約約款等の改正

金沢市暴力団排除条例の制定及び国の標準約款の改正（平成 22 年 7 月 6 日改正）に伴い、本市契約約款を改正する。

(ｱ)　主な改正項目

a　暴力団排除条項の新設

本市の契約から暴力団等を排除するため、契約の相手方が暴力団である場合等の解除権の規定を新設する。

b　「甲」、「乙」の呼称の見直し等による表記の変更

発注者を「甲」、受注者を「乙」する呼称が、発注者が受注者に優位する印象を与えている恐れがあるため、「甲」、「乙」の表記を、「発注者」、「受注者」に改正する。

c　工事延長に伴う費用負担の規定の新設〔工事〕

発注者・受注者間の対等性を確保する観点から、工事延長の帰責事由が発注者にある場合に、発注者が費用を負担する旨の規定を新設する。

d　特定住宅建設瑕疵担保責任に関する項目の新設〔工事〕

特定住宅瑕疵担保責任の履行確保等に関する法律の施行に伴い、資力確保措置（保険の加入又は保証金の供託）の内容について契約書への記載が必要となるため、工事契約書に住宅建設瑕疵担保責任保険の項目を新設する。

２　物品契約に関する改正について

(1)　本店機能認定の厳格化

【確認内容】

商業登記簿謄本(個人商店の場合は青色決算申告書等)による確認に加えて、次の内容について誓約書を提出する。

ア　本市の登録事務に関する営業を行うための専用スペースを有し、常時、実態的に契約に関する書類文書の作成、保管等を行える状態にある。(単なる取次ぎ場所となっていない。)

イ　電話、机、事務機器等を備え、看板等の表示が外観上確認できる。

ウ　電話・郵便・ＦＡＸ等が確実に届く状態である。(電話やＦＡＸが常に転送状態になっていない。郵便物が転送されていない。)

なお、状況に応じて実態調査を実施することもある。

(2)　オープンカウンター方式による見積合わせの実施(平成 18 年度より実施)

ア　対　　象　…　予定価格が 10 万円を超え 80 万円以下の事務用品及び OA 機器

イ　参加条件　…　・　金沢市内に本店がある者
・　事務用品又はＯＡ機器での入札参加資格を有する者
・　市税の滞納がない者

ウ　実施日程　…　毎週月曜日(祝日の場合は翌日)に監理課ホームページ及び監理課内で掲示

(3)　納品書の提出について

物品を納入した際は、貴社名・貴社担当者名・納品日・品名・数量を記載した納品書を提出すること。(様式は問わない。)

(4)　紙入札(見積合せ)における辞退の方法について

ア　辞退届の提出（様式は問わない。)

入札(見積合せ)を辞退する場合は、必ず辞退届けを提出すること。

イ　再度入札における口頭辞退の禁止

１回目の入札が不調になった場合で２回目の入札を辞退する場合は、その旨を明記した入札書を入札箱に投函すること。口頭で辞退の申し出をすることはできない。あらかじめ複数枚の入札書を用意すること。

(5)　入札結果の公表について

指名競争入札、一般競争入札及びオープンカウンター方式による見積合せの結果は、監理課内で閲覧可。

３　役務契約に関する改正について

(1)　本社機能認定の厳格化　…　物品と共通

(2)　測量・設計等コンサルタント業務の最低制限価格の見直し

ア　最低制限価格の設定範囲

従前：予定価格の２／３以上　⇒　改正：６０％～８０％

ただし、地質調査業務にあっては

２／３～８５％

イ　最低制限価格の算出方法の変更

従前：予定価格の２／３　⇒　改正：※個別設定

※　業務別最低制限価格の算出方法(個別設定の方法)

業務区分	現行	改正
建設コンサルタント業務（水道・下水道除く。）、補償コンサルタント業務	予定価格の２／３	・　直接人件費 ・　直接経費 ・　その他原価×９０％ ・　一般管理費　×３０％ ※　上記４項目の合計額
建設コンサルタント業務（水道・下水道の場合）		・　直接人件費 ・　直接経費 ・　技術経費×６０％ ・　諸経費　×６０％ ※　上記４項目の合計額
建築又は設備設計業務		・　直接人件費 ・　特別経費 ・　技術料等経費×６０％ ・　諸経費　×６０％ ※　上記４項目の合計額
測量業務		・　直接測量費 ・　測量調査費 ・　諸経費×４０％ ※　上記３項目の合計額
地質調査業務		・　直接調査費 ・　間接調査費×９０％ ・　解析等調査業務費×７５％ ・　諸経費　×４０％ ※　上記４項目の合計額

ウ　予定価格の事前公表

従前：契約締結後公表　⇒　改正：事前公表

※　入札時に業務委託費の積算内訳書の提出を義務化

内訳書の提出がない者の入札は無効とします。

(3)　その他委託業務（樹木管理・建物管理等）の最低制限価格の見直し

ア　最低制限価格の設定価格

従前：予定価格の２／３以上　→　予定価格の７０％以上

４　工事契約に関する改正について

(1)　総合評価方式に関する改正

ア　見積（質疑）期間の延長

見積期間（質疑）期間を５日間延長し、適正な積算期間を確保する。

従　　前	改　　正
公　告 ↓ 14日 参加申請＋技術資料・質疑 （市内業者の活用計画書） ↓ 11日 入札締切り 25日程度	公　告 ↓ **19日** 参加申請＋技術資料・質疑 （市内業者の活用計画書） ↓ 11日 入札締切り **30日程度**

イ　市内事業者の活用率の見直し

評価基準の市内下請業者の活用率をそれぞれ１０％引き下げる。

従　　前	改　　正
８０％以上・・・・・・・・・・１．０点	７０％以上・・・・・・・・・・１．０点
６０％以上８０％未満・・・・０．５点	５０％以上７０％未満・・・・０．５点
６０％未満・・・・・・・・・・　０点	５０％未満・・・・・・・・・・　０点

ウ　不正行為（談合、競売入札妨害、独禁法違反による指名停止）への対応

指名停止措置を受けてから６ヶ月を経過していない場合、技術評価点を２点減点する。

(2)　重要工事における複数落札制限の拡大

適用範囲を予定価格２億円以上から８千万円以上に拡大する。

従　　前	改　　正
・　２億円以上で次の①又は②に該当する工事を落札制限の対象とする。 ①　場所を問わず同時発注する工事 ②　同一工区内で同一年度に発注する工事	・　８千万円以上で次の①又は②に該当する工事を落札制限の対象とする。 ①　場所を問わず同時発注する工事 ②　同一工区内で同一年度に発注する工事

※　ただし、競争性が確保できないおそれがある場合は制限をしない

(3)　前払金率の引き上げ

請負業者への円滑な資金提供を図り、下請業者への適切な支払と建設業者全体の資金繰りの改善のため。

従　　前	改　　正
契約金額が以下の区分により定めた額 ・　３百万円～１億円未満 契約金額の４０％以内の額 ・　１億円以上～１０億円未満 契約金額から１億円を差し引いた額の３０％に４千万円を加えた額	・　契約金額が２百万円以上 一律４０％

・　１０億円以上 　契約金額から１０億円を差し引いた額の１５％に３億１千万円を加えた額	

(4)　その他

ア　下請負人選定理由書の提出を義務付け（平成 23 年度より）

【金沢市工事請負契約約款　第７条第２項第１号】

イ　下請契約について（金沢市工事請負約款第７条関係ほか）

◎　工事の一部を請け負わせる場合及び原材料等の購入に当たっては、市内中小企業を優先して選定するよう努めること。

◎　下請代金や支払い条件の決定に当たっては、元請人が自己の取引上の地位を不当に利用して、下請人を経済的に圧迫するような取引等を強いることがないようにすること。

ウ　ホームページの活用

・　一般競争入札の公告は監理課内に掲示するとともに、ホームページに掲載

・　発注計画等の入札に関する情報や監理課からのお知らせを随時掲載

※　定期的に監理課ホームページのチェックを

監理課ＨＰアドレスはこちら

http://www4.city.kanazawa.lg.jp/13031/top/kanri.html

・　金沢市ホームページ「いいねっと金沢」のビジネス情報からアクセス可。

エ　設計図書等の閲覧（ダウンロード）

「入札情報システム PPI」へログインして

・　「入札予定」→案件検索→各案件の添付ファイルからダウンロード

オ　電子入札における注意事項

(a)　入札書に添付する工事費内訳書は、独自様式を使用しないこと

具体例：本市指定のファイルの書式を独自に変更する等

(b)　入札参加申込時及び入札書提出時における添付ファイルの誤り

(c)　認証カードの登録・変更手続は、発注者毎に必要

(d)　認証カードの期限切れは、トラブルの原因となるので十分注意すること

具体例：入札参加申込時のカードの有効期限が、開札日時に期限切れとなる場合

(e)　操作で不明な点は、ヘルプデスクに問い合わせを

○　電子調達コールセンター　　℡０５７０－０１１－３１１

受付時間　平日の９：００～１８：００

5　検査体制等について

(1)　平成２３年度　検査結果について（２月末現在）

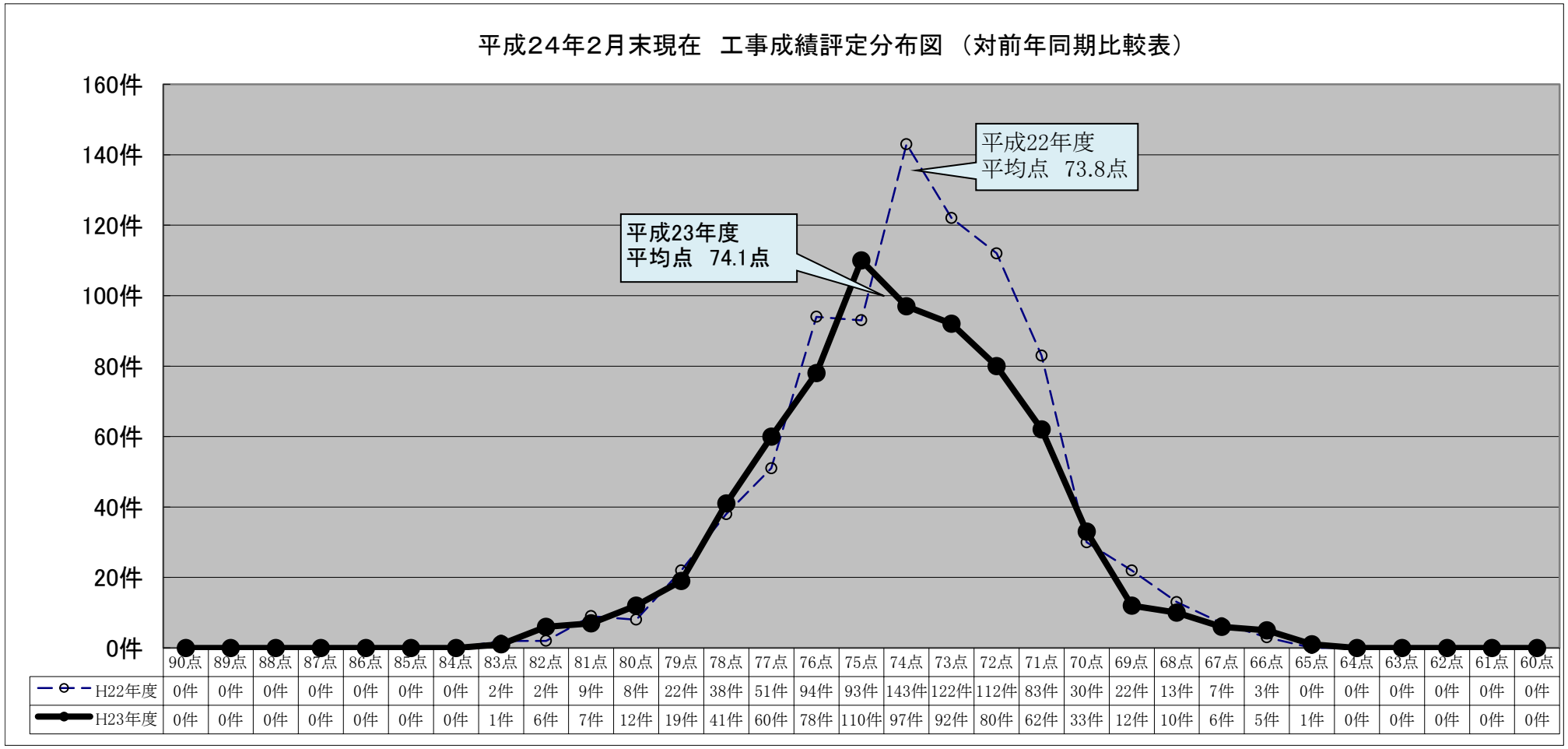

	90点	89点	88点	87点	86点	85点	84点	83点	82点	81点	80点	79点	78点	77点	76点	75点	74点	73点	72点	71点	70点	69点	68点	67点	66点	65点	64点	63点	62点	61点	60点
H22年度	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	2件	9件	8件	22件	38件	51件	94件	93件	143件	122件	112件	83件	30件	22件	13件	7件	3件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
H23年度	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	6件	7件	12件	19件	41件	60件	78件	110件	97件	92件	80件	62件	33件	12件	10件	6件	5件	1件	0件	0件	0件	0件	0件

(2)　平成２４年度　入札参加条件について

項目 / 年度	制約付き一般競争入札の条件			
	①　過去2年間の平均点			②　直近1年間の成績
H24年度	(対象年度)	(8,000万円以上)	(8,000万円未満)	65点未満がないこと
	H22･H23	70点以上	65点以上	

	基準点	平均点	2月末現在における件数		
			全体	70点未満	65点未満
H22年度	65点	73.8点	847件	45件	0件
H23年度		74.1点	732件	34件	0件

※　ただし、総合評価案件の場合「工事成績において土木系は過去3年間、建築･設備系は過去5年間の成績」については、
平成19年度以前の工事成績は5点マイナスし、平成20年度以降の65点ベースに置き換え平均する。

(3) 平成23年度 立入調査項目と結果について

【 調 査 項 目 】　　（1回目の確認事項）

No	項　　目	摘　　要
1	現場代理人の常駐	写真付き身分証明証等、腕章の着装、不在は事前連絡要 （社員証は写真と社印があってラミネートされたもの）
2	監理技術者、主任技術者	専任の場合、代理人と同様な確認 （土3千万円、建4.5千万円以上の下請で監理技術者専任）
3	各許可証の確認	建設業許可書写し、道路使用許可書、河川占用許可書、 許可期間(更新)、その他
4	施工計画書	安全管理、施工方法、工程管理、出来形管理、写真管理 内容確認（当該現場に適応しているか）
5	品質管理図書	見本資料、メーカの試験成績写し、その他 品質管理状況の写真、ｺﾝｸﾘｰﾄ供試体試験結果等
6	施工管理図書	管理基準の設定、計画工程と進捗率、施工手順、 使用材料の管理、人員の配置計画（世話役も）
7	施工体制台帳	現場と整合が取れているか（ﾒﾝﾊﾞｰ確認） （下請け総額が(土)3千万円(建)4.5百万円以上は必須）
8	CORINS登録	登録金額、日付（10日以内） （県指導は1千万円以上）
9	下請負者がある場合	請負工事下請人通知書と契約書(注文請書等)の確認
10	看板類	設置箇所が適切か、記入項目が正しいか、工事看板 緊急連絡表（網）、作業主任（有資格）者氏名一覧表
11	許可、保険等の掲示	道路使用許可やその他必要な許可の掲示 建設業許可、建退共、労災保険関係成立票等
12	施工体系図	工事施工関係者が漏れなく記入され掲示されているか
13	安全標識看板類	適切な箇所に安全標識看板類が設置されているか
14	ﾊﾞﾘｹｰﾄﾞ・保安灯類	現場周囲にﾊﾞﾘｹｰﾄﾞや安全ﾌｪﾝｽ、保安灯類の設置
15	崩壊・飛散・落下防止	土留や飛散防止ネット等および落下防止ネットおよび命綱 について必要に応じて確認
16	交通誘導員	適切な場所、適切な人数か（設計計上されている場合）
17	ヘルメット	着用確認（下請会社は社名の確認）
18	整理・整頓	工事現場や資材置き場
19	工事関係者の不法駐車	有無
20	道路面維持	出入口の路面状況（清掃、養生）
21	近隣住民からの苦情	有無 （有りの場合の対応）

※ 低入札の場合や1回目に不備が多かった現場について

（2回目の確認事項）

No	項　　目	摘　　要
①	1回目時の指摘事項	是正処置等の改良確認
2	現場代理人の常駐	ヘルメット、腕章の着装等の確認
3	監理技術者、主任技術者	常駐確認（低入札は代理人を含め技術者2名）
4	下請業者の確認	提出書面との比較、施工体系図、下請け主任の確認 参入時の安全教育等の確認
⑤	変更図書の確認	生じた変更の協議書、数量表、図面等の管理状況確認
⑥	その他追加書類	各種許可証の追加、変更、更新 段階確認結果写し
⑦	工程管理状況	一施工（工種（生コン打設等））当たりの管理状況。 契約工期と工程進捗率を比較
⑧	作業手順の的確性	計画工程を確認、施工管理として適切か 道路築造工事の施工手順（深い物から施工）
⑨	適切な養生	コンクリート養生・既設地下埋設物やその他、 周辺の構造物の養生
⑩	管理値・許容値	管理基準の設定（自社設定は任意） 構造物の寸法・高さ等
⑪	出来形確認の計測	施工済み構造物の出来形管理とバラつきがないか。 許容値内であっても片寄っていないか
⑫	試験値・自主検査報告書の有無	生コン強度試験、現場密度、CBR、ﾌﾟﾙﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ、 六価クロム溶出、その他物理的試験、科学試験
⑬	製品検査報告書	CO強度試験結果、部材強度試験結果、鉄筋検査、 その他各種試験、結果データ整理
14	安全標識類	適切な位置に設置されているか、見えやすいか、汚れていないか、出入り口手前の予告看板はあるか。
15	バリケード、保安灯	適切に設置がされているか
16	崩壊・飛散・落下	土留め、飛散防止対策、落下防止対策等 （必要に応じて）
⑰	建設機械の安全操業	重機の操作状況、オペレータの資格等
18	交通誘導員	適切な人数、適切な箇所、良好な誘導か（優先度、熟練度）
19	不法駐車、路面維持、苦情の有無	従業員の駐車位置、路面の汚れや平坦性 近隣住民からの苦情有無と、その処理

※　根拠法令等：建設業法・労働安全衛生法・労働安全規則・道路法・道路交通法・騒音規制法・振動規制法・契約約款・仕様書・建設リサイクル法・中小企業退職金共済法・適正化法・公衆災 害防止対策要綱・クレーン等安全規則等、その他（法令・規則等）

【平成２３年度 立入調査結果】（指摘の多かった項目）

１　下請契約書又は写しがない。
・　下請契約書（注文・請書）が備え付けられていない（会社保管が多い）。
・　「請負工事下請人通知書」で追加分が随時提出されていない。
※　下請は、契約約款第７条３項に「金沢市内に本店を有する者から選定するように努めなければならない」旨記載し、お願いしている。

２　施工管理図書の不足や不備
・　変更があったのに変更工程表が作成されていない。
・　工程表に実績・進捗率が記入されていない。
（工程管理のフォローアップがされていない。）

３　品質管理図書
・　品質証明、出荷証明、試験成績書など書類の不足。

４　ＣＯＲＩＮＳ未登録や登録期日の遅れているもの
・　ＣＯＲＩＮＳ登録書（写し）の不携帯など。
（契約後１０日以内に登録するよう指導されています。）

５　安全管理関係
・　労災保険、火災保険等の掲示がされていない。
・　施工体系図等が掲示されていない。

６　安全施設看板
・　安全施設看板（徐行、通行止等）に社名の明示がない。

７　現場代理人、技術者（専任）の不在
・　現場代理人は、工事現場への常駐が義務づけられております。昨年度に国交省や石川県では一定の要件を満たすと認められた場合には、例外的に常駐を要しないとされておりますが、本市においては約款のとおり従来通り常駐することとなっている。
なお、やむを得ず現場を離れる場合（打合せ等）は、施工管理をできる代わりの技術者を常駐させ、現場の管理や作業内容等説明できるようにしておく。

８　ダンプの過積載（山間地、夜間、区画整理内）
・　特に仮置き場からの小型ダンプによる小運搬時に見受けられた。